

# 府立学校教員用情報通信機器の賃貸借一式に係る業務仕様書

## 1 機器構成

### (1) ノート型コンピュータ (2,570 式)

項目		規格
コ ン ピ ユ ー タ 本 体	CPU	インテル Core i5 プロセッサ1335U 相当以上とする事
	液晶ディスプレイ	15.6 インチ以上 (アスペクト比は 16:9 又は 16:10) 解像度は 1366×768 ドットを設定できること 非光沢パネル、LED バックライトであること
	メインメモリ	8GB 以上
	内蔵ハードディスク	SSD 256GB 以上(暗号化機能付き)
	光学ドライブ	内蔵型 DVD-ROM ドライブ 外付け不可
	インターフェース	有線 LAN : 1 個以上搭載 (1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T 対応 NIC 内臓) 無線 LAN : Wi-Fi 6E (2.4Gbps) 対応 (IEEE802.11ax/ac/a/b/g/n) Bluetooth 5.3 対応 USB ポート : Type-A USB 3.2 Gen1 以上を 4 個以上搭載 パソコン左右両側面に最低 1 個以上) USB パワーオフ充電機能付き Type-C USB 3.2 Gen2 以上を 1 個以上搭載 パワーオフ USB 充電機能付き HDMI : 1 個以上搭載 ヘッドフォン及びマイクジャック : 1 個以上搭載 入出力共用可
	キーボード	日本語キーボード (JIS 配列準拠) タッチパッド及びテンキーを有すること 防滴構造を有すること
	カメラ	内蔵 Web カメラとする
OS	Windows 11 Pro をプリインストールする事	
バッテリー駆動時間	バッテリー駆動時間は JEITA 測定法 Ver3.0 で 5.2 時間以上(動画再生時)/8.2 時間以上(アイドル時)を確保する事 本体から職員自身が脱着可能で簡易に交換を行えるものとする事	
セキュリティ性能	TPM(TCG v2.0)に準拠すること。	

	その他	ノートパソコンの調達に関しては、「IT 調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続きに関する申合せ」（平成 30 年 12 月 10 日関係省庁申合せ）にあるように、細心の注意を払ったリスク対策を行うため、本件で調達するノートパソコンの安全性については、国の審査に耐えうる調達先からの機器を使用して構築すること。
附属品	マウス	2 ボタンスクロール機能付 USB 接続光学式マウス

※上記ソフトウェアについては同等品も可とするが、同等品を導入した場合について、本仕様書において要求する仕様を満たすために改修が必要になる場合は、期限までに必要な改修を実施すること。

## ○ 特記事項

京都府立学校情報セキュリティ対策基準に基づいたシステム構成とすること。

- (1) 端末運用管理ソフトとして intune を使用することを前提とすること。

なお、intune に関する設定は受注後に指示する「設定作業手順書」のとおり行った上で、各校に納品すること。

- (2) 設定に関しては OEM Windows のイメージ展開は不可とし、イメージ展開を行う場合は適切なライセンスを費用に含めること。

- (3) 機器に導入するソフトウェアについては、下記の一覧のとおりとする。

種別	ソフトウェア名称	備考
標準ソフトウェア	Microsoft Edge	最新バージョンを導入すること
	Microsoft Defender	
追加ソフトウェア	Adobe Acrobat Reader DC	
	Google Chrome	

なお、Microsoft Office のライセンスについては、京都府教育委員会より付与される Microsoft 365 A3 for faculty により導入すること。

- (4) WindowsOS のアップグレード及び Windows Defender の更新については、京都府が指定したサーバー及び intune での設定が利用できるよう設定すること。なお設定方法については、受注者決定後に別途指示する。

- (5) 賃貸借期間が満了したときは、受託業者の費用で契約物件を引き取ることとし、ディスクの内部データについても消去すること。

## 2 保守管理

- (1) 保守管理体制等

ア 「(3)保守管理の内容」を満たすために必要な体制をとること。

イ 保守管理体制を明確にし、責任者を定めること。また、保守管理体制については賃貸借開始までに京都府教育委員会に報告することとし、変更があった場合も同様とする。

ウ 保守管理業務の実施にあたっては、京都府教育委員会と必要な調整を行い、適切かつ迅速な保守管理業務の遂行に努めること。

エ 保守作業にあたっては、ユーザが作成・管理している文書ファイル等のデータが漏洩しないよう注意すること。

オ 京都府情報セキュリティ基本方針等を遵守すること。

- (2) 保守管理区分

ア 受託業者は、納入した全てのハード・ソフトについて、当該機器を利用している間において、保守管理を行うこと。

イ 京都府教育情報ネットワークシステムのシステム等（※）に関する保守管理は含まない。

※京都府教育情報ネットワークシステムのシステム等

(7) インターネット接続 (イ) Eメール送受信 (ウ) Web会議システム

### (3) 保守管理の内容

#### ア 対応時間

平日（土・日・祝祭日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に連絡を受けた障害については全て対応すること。

この時間以外に発生した障害についても、学校又は京都府教育委員会と別途調整の上、必要な場合は対応を行うこと。

#### イ 障害対応

(7) 受託業者が納入したハード及びソフトにおいて障害が発生した場合は、直ちに回復のために必要な措置を行うこと。なお、障害連絡は学校又は京都府教育委員会から行う。

(イ) 障害が発生した場合、各校の動作環境に適した初期設定を行った代替機の設置等により、システムの利用が速やかに再開できるようにすること。なお、代替機と納入機が異なる場合は、修理等完了後、速やかに原状回復すること。

#### ウ 代替機の管理

障害対応で必要となる場合は速やかに代替機の提供が行えるよう、必要台数を用意すること。代替機においては、納入機の Windows OS 及び各種ソフトのバージョンを合わせること。

#### エ 保守物品の取扱

異常な消耗が確認されたバッテリーについては、適宜交換すること。

#### オ 障害切り分け作業

障害の切り分け等において、関係業者から求められたときは、必要な協力を行うこと。

#### カ 報告

保守管理業務を行ったときは、学校及び京都府教育委員会に対して報告を行うこと。

特に障害対応作業完了後は、必要に応じて詳細な対応内容と再発防止策について学校及び京都府教育委員会に報告すること。

なお、保守管理業務を行った内容を各月で報告書として提出すること。

### (4) 機器、材料等の負担区分

保守作業に使用するハードウェア、ソフトウェア及び消耗品は、受託業者において用意すること（障害対応として備蓄する代替機を含む。）。

### (5) 保守管理期間

令和9年3月1日から令和14年2月29日まで

## 3 納入期限 令和9年2月28日

(1) ソフトウェアのインストール及び各校の動作環境に適した設定を行い、適切なシステムを構築し、納品すること。

(2) 具体的な納入日については、別途指示する。

## 4 納入場所 別添「納入予定場所一覧」のとおり

## 5 その他

(1) ソフトウェアは、今回の調達に含まれるコンピュータ 2,570 台にのみインストールし、校内のネットワークに接続して使用可能な状態で納入すること。

(2) 製品に対して行った設定内容等は機器の納品完了後に完成図書（電子データ）として京都府教育委員会に提出すること。

(3) 京都みらいネット内でシステムが正常に稼働するか事前に確認するため、学校へ納入する前に実機 1 台を京都府教育委員会が別途指示する場所に持参し、担当者の確認を得ること。

(4) 担当者と十分に打合せし、不明な点は担当者の指示を仰ぐこと。

(5) 仕様書に定めがない事項については、京都府教育委員会とその都度協議すること。